

- 組合会のご報告 理事長 山本哲朗
- 国保組合からのお知らせ
  - 告示 平成28年度国民健康保険保険料納付額告知
  - 平成28年度歳入歳出予算総括表
  - 健康診断のご案内
  - マイナンバーについて
  - 接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの正しいかかり方

## 組合会のご報告



神奈川県薬剤師国民健康保険組合  
 理事長 山本哲朗

組合員の皆様方には、日頃から国保組合の事業運営にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、第113回組合会を平成28年3月26日(土)「かながわ労働プラザ」において開催し、平成28年度事業計画並びに歳入歳出予算について原案どおりご承認をいただきました。事業計画については基本的に今年度を踏襲させていただいておりますが、医療費適正化対策の一環としてジェネリック医薬品の差額通知を1回予定しております。保険料については、中期財政計画に基づき据え置いておりますが、予算総額は前年度比3.8%増の14億6,198万9千円を計上しています。

組合会では平成27年度の決算見込も報告させていただきましたが、単年度の実質収支は106.4%と中財政計画より0.9ポイント高くなるものと見込んでおります。主な要因としては、歳出の6割近くを占める保険給付費が前年度以下に収まり、増加しなかったことが大きいのではないかと考えています。

次に、社会保障制度改革の関係でございますが、その一つとして所得水準の高い国保組合に対する国の補助金が見直され、当組合の場合、平成32年度には現行の32%から14%まで引き下げられることになりました。財政的には国庫支出金が7,000万円程度減額されることになり

ますので、事業運営に支障のないよう適切に対応して参りたいと考えております。

続いて、社会保障・税番号制度導入に向けた国保組合の取り組みについて触れさせていただきます。昨年10月、国民一人ひとりに通知されました通称「マイナンバー」に対する国保組合の対応です。国のスケジュールでは、平成28年1月からマイナンバーの利用事務をスタートすることになっておりますが、当組合では10月からマイナンバーの利用事務を開始したいと考えております。組合員資格の得喪等の手続きでは、個人番号を記載していただくこととなります。この際、事業主の皆様方には、通知カードや個人番号カード、住民票等の提示により「番号」及び「身元」の確認をお願いすることとなります。また、年内には加入されている方のマイナンバーを一斉に取得したいと考えております。事業主の皆様方にはご面倒をおかけすることとなりますがよろしく願いいたします。マイナンバーの利用に当たりましては、マイナンバーの適正な管理とセキュリティの確保には万全を期しております。具体的な取り扱いにつきましては、8月の「神薬国保」等でご案内させていただきますので、組合員の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。組合会のご報告とさせていただきます。

# 公 示

# 平成 28 年度国民健康保険保険料納付額告知

神奈川県薬剤師国民健康保険組合規約第 15 条の規定により、毎月組合に納付する保険料は、次の区分による額の合計額です。

		内 訳	
・ 第 1 種組合員 (事業主または管理者)	1 人につき月額	<b>29,400 円</b>	(医療保険料+後期高齢者支援金等 25,000 円 + 4,400 円)
・ 第 2 種組合員 (薬剤師従業員)	1 人につき月額	<b>23,400 円</b>	(医療保険料+後期高齢者支援金等 19,000 円 + 4,400 円)
・ 第 3 種組合員 (非薬剤師従業員)	1 人につき月額	<b>19,400 円</b>	(医療保険料+後期高齢者支援金等 15,000 円 + 4,400 円)
・ 第 4 種組合員 (75 歳以上組合員)	1 人につき月額	<b>1,000 円</b>	(保健事業分として)
・ 家 族		<b>18 歳以上</b> (※ 1) 1 人につき月額 <b>11,400 円</b> <b>18 歳未満</b> (※ 2) 1 人につき月額 <b>9,400 円</b> (※ 1) 18 歳に達した日以後の最初の 4 月分から (※ 2) 18 歳に達した日以後の最初の 3 月分まで	(医療保険料+後期高齢者支援金等 (※ 1) 7,000 円 + 4,400 円 (※ 2) 5,000 円 + 4,400 円)
* 介護保険料 (40 歳以上 65 歳未満)	1 人につき月額	<b>5,100 円</b>	

以上規約第 19 条の規定により公示します。

## 平成 28 年度歳入歳出予算総括表

### 【歳入】

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	前年度比
1 国民健康保険料	1,074,155	1,098,597	▲ 24,442	97.8%
2 使用料及び手数料	10	10	0	100.0%
3 国庫支出金	202,504	222,025	▲ 19,521	91.2%
4 前期高齢者交付金	2	2	0	100.0%
5 県支出金	1	1	0	100.0%
6 市支出金	700	700	0	100.0%
7 共同事業交付金	12,000	15,000	▲ 3,000	80.0%
8 財産収入	316	316	0	100.0%
9 繰入金	4	4	0	100.0%
10 繰越金	171,859	72,000	99,859	238.7%
11 諸収入	438	402	36	109.0%
歳入合計	1,461,989	1,409,057	52,932	103.8%

### 【歳出】

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	前年度比
1 組合会費	1,072	993	79	108.0%
2 総務費	75,724	70,491	5,233	107.4%
3 保険給付費	759,510	737,971	21,539	102.9%
4 後期高齢者支援金等	240,020	234,020	6,000	102.6%
5 前期高齢者納付金等	94,820	105,520	▲ 10,700	89.9%
6 老人保健拠出金	50	50	0	100.0%
7 介護納付金	128,400	124,000	4,400	103.5%
8 共同事業拠出金等	23,021	18,021	5,000	127.7%
9 保健事業費	43,927	39,034	4,893	112.5%
10 積立金	316	316	0	100.0%
11 諸支出金	4,000	4,001	▲ 1	100.0%
12 予備費	91,129	74,640	16,489	122.1%
歳出合計	1,461,989	1,409,057	52,932	103.8%

# 健康診断のご案内

## 昨年度は健康診断を受診されましたか？

今年度も健康診断の補助を行いますので日々の健康維持・管理のために是非ご活用ください。40歳～74歳の特定健診該当者の方には、6月上旬に「健康診断受診券」を送付します。契約健診機関は、受診券と一緒に送付する冊子または、組合ホームページをご覧ください。補助の詳細は下記のとおりです。

## 健康診断補助制度について

健診の種類	対象年齢	補助金額
① 特定健診・一般健康診断・人間ドック・PET健診 (年度内いずれか一つ)(特定健診の項目を含むもの)	40歳～74歳	30,000円
② 一般健康診断・人間ドック・PET健診(年度内いずれか一つ)	30歳～39歳	20,000円
③ 脳ドック (年度内に一回)(MRI・MRAの両方含むもの)	40歳～74歳	30,000円
	30歳～39歳	20,000円
④ 婦人科系検査(年度内に一回)	20歳～74歳	5,000円

※補助金額を超えた部分は、自己負担になります。 ※上記以外のオプションは補助の対象外です。  
※対象年齢は、年度内(H28.4～H29.3)にその年齢に達する方です。

## 【組合ホームページでの契約健診機関の確認方法】

The screenshot shows the website for Kanagawa Pharmacist National Health Insurance Society. The header includes the organization's name and a search bar. The main navigation menu lists: 組合概要 (Overview), 資格と保険料 (Qualification and Insurance Premiums), 保険給付 (Insurance Benefits), 70歳以上の医療 (Medical Services for 70+), 保健事業 (Health Promotion Activities), and 申請書類ダウンロード (Download Application Documents). The news section features a post from 2016.02.01 titled 「しなやかで健康な体をつくる！ほぐしストレッチ」 「組み合わせ OK 栄養バランスレシピ」を更... (Creating a flexible and healthy body! Relaxing stretch) "Combination OK Nutrition Balance Recipe" updated... A blue button labeled 「ここをクリック」 (Click here) points to the link. Other elements include a sidebar with 「異動時の手続きについて」 (About procedures during transfers) and 「よくあるご質問」 (Frequently asked questions), and a footer with 「マイナンバー」 (My Number).

※平成28年度分は随時更新していきます。

### \*マイナンバーについて\*

国民の一人ひとりにマイナンバーが割り当てられ、平成28年1月から社会保障・税・災害対策における行政手続きがはじまっています。

それに伴い国保組合でも、平成28年10月以降、加入時等の手続きの際にはマイナンバーの記載が必要になります。詳細につきましては、8月発行の「神薬国保」でお知らせします。

# 接骨院・整骨院、はり・きゅう、 マッサージの正しいかかり方

～・～ 医療費の適正化にご協力をお願いします ～・～

柔道整復師（接骨院・整骨院）、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受ける際は、国民健康保険（保険証）が「使える場合」と「使えない場合」があります。

保険の使える範囲を正しく理解されたうえで施術を受けていただきますようお願いいたします。

## 接骨院・整骨院にかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
<ul style="list-style-type: none"><li>急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等）</li><li>骨折、脱臼の応急処置</li><li>医師の同意がある骨折、脱臼</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良等・スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術</li><li>保険医療機関で同じ負傷等を治療中の場合</li><li>症状の改善が見られない長期の施術</li><li>打撲、捻挫が治ったあとの漠然とした施術、マッサージ代替りの利用</li></ul>

## はり・きゅうにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症	<ul style="list-style-type: none"><li>医師の同意書または診断書がない場合</li><li>保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合</li></ul>

## マッサージにかかる場合

保険証が使える場合	保険証が使えない場合
下記の疾患で、医師の発行した同意書または診断書がある場合 筋麻痺、関節拘縮	<ul style="list-style-type: none"><li>医師の同意書または診断書がない場合</li><li>疲労回復や慰安を目的としたマッサージ</li></ul>

### （注意事項）

- ◎「療養費支給申請書」の委任欄に署名、捺印をする際は、その月の施術がすべて終わった後に記載内容をよく確認したうえで、必ず施術を受けたご自身が行ってください。
- ◎柔道整復師の施術を受ける際は負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかご相談ください。
- ◎施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。
- ◎領収書は必ず受け取り大切に保管してください。

本組合へ保険請求のありました接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージにつきましては、医療費の適正化を図るため、施術内容の審査を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託しております。施術日、施術内容等について、神奈川県国民健康保険団体連合会よりアンケート調査をさせていただきます。ご協力をお願いします。